陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊
自衛隊情報保全隊
自衛隊指揮通信システム隊
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関
学校
病院
地方協力本部
情報本部
防衛監察本部

E地方支分部局
地方防衛局８［地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所］
＜北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄＞
防衛施設地方審議会８

２外局
防衛装備庁
防衛装備庁長官
防衛技監

A内部部局
長官官房［装備官４、審議官、総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官、装備開発官４、艦船設計官］
装備政策部［装備政策課、国際装備課、装備制度管理官］
プロジェクト管理部［プロジェクト管理総括官３、事業計画官、統合装備計画官、事業監理官３、装備技術官３］
技術戦略部［革新技術戦略官、技術戦略課、技術計画官、技術振興官］
調達管理部［調達企画課、原価管理官、企業調査官］
調達事業部［調達総括官２、需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、通信電気調達官、航空機調達官、輸入調達官］

B審議会等
防衛調達審議会

C施設等機関
航空装備研究所
陸上装備研究所
艦艇装備研究所
電子装備研究所
先進技術推進センター
札幌試験場
下北試験場
岐阜試験場

注
１　本表は、内閣府設置法第２条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁、復興庁設置法第２条に規定する復興庁並びに国家行政組織法第３条第２項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
２　本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
⑴　内閣府設置法第14条の２、復興庁設置法第10条の２及び国家行政組織法第17条の２の規定に基づき、内閣府、復興庁及び各省に置くことができるとされている大臣補佐官
⑵　国家行政組織法第19条第１項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
⑶　国家行政組織法第21条第１項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
⑷　法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
３　複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
４　官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に［　］書きで組織の名称を記載している。
５　地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとに置かれている組織等については、＜　＞書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には、組織名の右に［　］書きで支所・出張所等の名称を記載している。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十七年十二月八日　　金融庁長官　森　　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の作成

特定個人情報取扱規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、協会の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

本規程は、特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各段階における留意事項及び安全管理措置について定めるものである。

個人番号及び特定個人情報等に関しては、協会の個人情報保護に関する他の協会内規程又はマニュアルに追加して本規程が適用される。本規程の規定が個人情報保護に関する他の協会内規程又はマニュアルの規定と矛盾抵触する場合には本規程の規定が優先的に適用される。

（定義）

第２条　本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

①　「個人情報」とは、個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

②　「個人番号」とは、番号法第７条第１項又は第２項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第２条第６項及び第７項、第８条並びに第67条並びに附則第３条第１項から第３項まで及び第５項における個人番号）。

③　「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第７条第１項及び第２項、第８条並びに第67条並びに附則第３条第１項から第３項まで及び第５項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

④　「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

⑤　「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。

⑥　「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

⑦　「保有個人情報」とは、個人情報取扱事業者（本条第12号にて定義する。）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は６か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。